

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案要綱

第一 精神病院の用語の整理等

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県立精神科病院」という用語に改めること。（第一条及び第二条関係）

- 二 警察官職務執行法において用いられている「精神病者収容施設」という用語を削ること。

（第三条関係）

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

（附則関係）